

米国の輸出管理改革法（ECRA）施行に向けた主要論点

2019 年 3 月 19 日現在

CISTEC 事務局

米国の輸出管理改革法（ECRA）については、2019 年 3 月 15 日現在では、まだ具体的な枠組みが示されていないため、今後の施行に向けてどのような内容で示されるのか注目する必要がありますが、その際の主な論点を一覧にまとめてみました。

ECRA についての概要解説や QA 風解説等と併せ、お読み下さい。

1. 「新興技術」と「基盤的技術」の規制について

■「技術」の具体的内容

- ・「新興技術」（“Emerging Technologies”）については、昨年 11 月のパブコメ募集により、14 分野の技術が例示されたが、今後、具体的にどのような技術を対象としてどのようなスペックで決定されるか？ 製品化に至っていないエマージングの状態の中でどのようにスペックを決めるのか？（次回パブコメで示される予定）
- ・「基盤的技術」（“Foundational Technologies”）については、既存の製品化された技術のうちで米国の安全保障上重要なものとされるが、具体的にどのようなものが決定されるか？ 技術覇権と軍事覇権とが一体との認識の下に、経済安全保障の視点も含めて指定されるのか？（別途、パブコメ募集予定）

■「技術」以外の「貨物」「ソフトウェア」の扱い

- ・EAR では、「製品」「技術」「ソフトウェア」の 3 区分での規制となるが、「新興技術」「基盤的技術」については、ECRA でもパブコメでも、「技術」としか記載されていないため、そのまま受け取れば、「技術」についてのみの規制となる。
- ・他方、一部規定（0Y521 品目）では、「主としてエマージング技術（貨物、ソフトウェア、技術を含む）との規定例もあり、その場合には 3 区分が対象となる。また、ECCN 上の「技術」とは、規制範囲が異なるとの米国政府筋からの情報もある。
- ・「新興技術」の例示を見ると、製品化されつつあるものもあり、それらも規制対象となるのか？「基盤的技術」は既に製品化されているものが念頭にあるのであれば、「製品」「ソフトウェア」も対象になるのか？

■仕向先の規制対象国

- ・主として「禁輸国（武器禁輸国を含む）」を想定しているものと思われるが、規定上は「禁輸国」は「最小限」の要件とされているため、それ以上に拡大される可能性がある

のか？

- ・中国は武器禁輸国に含まれる一方、ロシアは含まれていないが、その扱いはどうなるのか？

■規制理由の区分

- ・EAR では、規制理由の区分があり、ECCN の 3 桁目に記載されている。NS（国家安全保障規制）、エマージング品目（国家安全保障又は外交政策により規制）、地域安定化規制（RS）等。
- ・既存の規制理由を適用するのであれば、それによって、許可対象仕向国、再輸出規制対象技術の範囲（直接製品を含むか否か等）、許可例外対象等が違ってくる。
- ・それとも、ECRA での規制イメージを念頭において、新たな理由区分を新設するのか？

■日本への影響、波及

- ・ECRA では、多国間輸出管理体制と連携されるべきとし、米国とその同盟国に深刻な国家安全保障上の脅威をもたらすようなコア技術等に焦点を合わせて調整されるべきだとして、国際輸出管理レジームへの提案を求められている。
- ・このような中で、我が国や米国の同盟国、パートナー国への影響、波及はどうか？

2. 武器禁輸国向け許可要件の見直しについて

■軍事エンドユース・エンドユーザー規制

- ・現行の対象の 32 品目が、拡大されるのか？拡大されるとして、どのような品目になるのか？
- ・中国について、軍事エンドユースだけでなく、エンドユーザー規制も導入されるのか？されるとすると、軍民融合政策の下で、具体的にどの範囲まで対象とされるのか？

■リスト規制

- ・「許可不要とされているものの許可要件の是非の検討」とあるが、許可例外の範囲が縮小されるのか？ 原則不許可とされるケースも生じるのか？